

## 第7回教育委員会臨時会 案件表

### ○日 時

令和7年11月26日 (水)

### ○議 題

#### 1 議 案

- |  |        |
|--|--------|
| (1) 議案第39号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について  | (資料 1) |
| (2) 議案第40号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について | (資料 2) |
| (3) 議案第41号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則          | (資料 3) |

# 資料 1

議案第39号

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 教育長 三浦 康彰

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。



別 紙

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

「練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」および「練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の条例議案について、当委員会として同意します。

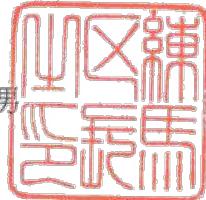


# 参考資料

7 練総総第 999 号  
令和 7 年 11 月 21 日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 煙男



## 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の 議案に関する意見聴取について

令和 7 年練馬区議会第四回定例会提出予定議案として、下記の条例案を提出したいので、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づ  
き、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

### 記

#### 1 提出予定議案名

- (1) 練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改  
正する条例
- (2) 練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 2 改正理由

令和 7 年 11 月 21 日、練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会（以下「報酬審議会」  
という。）から、区長、副区長および議員の給料月額等について、3.4% の改定を行うことが妥  
当であること、ならびに副区長以下の給料月額等については、区長の給料月額と各職との比率  
で定めることが妥当であるとの答申があり、ついては答申を尊重し、区長の給料月額等を答申  
どおりに改定する。

このことに伴い、従来、区長の給料月額との比率により定めてきた教育長および教育委員の  
給料月額等についても、同様に改定する。

また、報酬審議会の答申では、区長等の期末手当についても 0.05 月の改定を行うことが妥当  
であるとしており、教育長の期末手当についても、同様に改定する。



### 3 改正内容

- (1) 教育長および教育委員の給料等の月額を、つぎのとおり改定する。

職名	現行額（月額）	改定後の額（月額）	現行と改定後の差
教育長	864,200 円	893,500 円	29,300 円
教育委員	248,900 円	257,400 円	8,500 円

- (2) 教育長の期末手当の支給月数を、つぎのとおり改定する。

区分	現行の支給月数	改定後の支給月数	現行と改定後の差
6ヶ月期	1.775 月分	1.8 月分	0.025 月分
12ヶ月期	1.775 月分	1.8 月分	0.025 月分
年間計	3.55 月分	3.6 月分	0.05 月分

### 4 施行期日

- (1) 報酬月額等の改定【教育長・教育委員】

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

- (2) 期末手当の支給月数の改定【教育長】

ア 令和7年度分

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

イ 令和8年度以降分

令和8年4月1日から施行する。

### 5 回答について

令和7年11月27日（木）までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

### 6 添付書類

条例新旧対照表

【担当】総務課総務係 中板 内線 5616

練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表（第1条改正関係）

現 行	改正案
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>864,200円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>893,500円</u>とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>付 則 [略]</p>	<p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (後略)</p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。</u></p>

練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表（第2条改正関係）

現 行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に<u>100分の180</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>付 則 [略]</p>	<p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 <u>(前略) ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 [略]</p>

練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行		改正案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略] <u>付 則</u>	
		<u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。</u>	
別表（第2条、第6条関係）		別表（第2条、第6条関係）	
種別	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会	委員	月額 <u>248,900</u> 円	[略]
選挙管理委員会	委員長	月額 <u>311,700</u> 円	
	委員	月額 <u>248,900</u> 円	
	補充員	日額 <u>7,700</u> 円	
農業委員会	会長	月額 <u>49,500</u> 円	
	副会長	月額 <u>38,400</u> 円	
	委員	月額 <u>30,400</u> 円	
種別	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会	委員	月額 <u>257,400</u> 円	[略]
選挙管理委員会	委員長	月額 <u>322,300</u> 円	
	委員	月額 <u>257,400</u> 円	
	補充員	日額 <u>8,000</u> 円	
農業委員会	会長	月額 <u>51,200</u> 円	
	副会長	月額 <u>39,700</u> 円	
	委員	月額 <u>31,400</u> 円	

資料 2

議案第40号

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 教育長 三浦 康彰

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。



令和7年11月26日  
教育振興部教育指導課

## 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

特別区人事委員会勧告（令和7年10月14日）等に基づき、区立幼稚園教育職員に対する給与の改定を行う。

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、区立幼稚園職員の教員特別手当の支給に係る改正を行う。

### 2 改正の内容

#### 給料表の改定

公民較差分の解消を図るため、給料表の引上げ改定を行う。

期末手当および勤勉手当の改定（特別給全体の支給月数は別表のとおり）

ア 令和7年度以降の期末手当および勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。

#### 令和7年度分

職員の区分		手当	6ヶ月	12ヶ月	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.250月	1.275月	2.525月
		勤勉手当	1.175月	1.200月	2.375月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.700月	0.725月	1.425月
		勤勉手当	0.575月	0.600月	1.175月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.075月	1.100月	2.175月
		勤勉手当	1.350月	1.375月	2.725月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6125月	0.6375月	1.250月
		勤勉手当	0.6625月	0.6875月	1.350月

イ 令和8年度以降の期末手当および勤勉手当の支給月数を6ヶ月期および12ヶ月期が均等となるように配分する。

令和8年度以降分

職員の区分		手当	6ヶ月期	12ヶ月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
	定年前再任用短時間勤務職員	勤勉手当	1.1875月	1.1875月	2.375月
		期末手当	0.7125月	0.7125月	1.425月
		勤勉手当	0.5875月	0.5875月	1.175月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.0875月	1.0875月	2.175月
	定年前再任用短時間勤務職員	勤勉手当	1.3625月	1.3625月	2.725月
		期末手当	0.625月	0.625月	1.250月
		勤勉手当	0.675月	0.675月	1.350月

### 教員特別手当の改正

教員特別手当の支給について、規則で定める校務の種類を考慮する旨を定める。

### 3 施行期日

#### 給料表の改定

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

#### 期末手当および勤勉手当の改定

##### ア 令和7年度分

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

##### イ 令和8年度以降分

令和8年4月1日から施行する。

#### 教員特別手当の改定

令和8年1月1日から施行する。

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条改正関係）

現 行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第27条 [ 略 ]	第27条 [ 略 ]
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。
4・5 [ 略 ]	4・5 [ 略 ]
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 [ 略 ]	第30条 [ 略 ]
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の135</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。
4～6 [ 略 ]	4～6 [ 略 ]
(教員特別手当)	(教員特別手当)
第31条 [ 略 ]	第31条 [ 略 ]

2 教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。

3 [ 略 ]

付 則 [ 略 ]

2 教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て規則で定める。

3 [ 略 ]

付 則 [ 略 ]

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、つきの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中第31条第2項の改正規定

令和8年1月1日

[ 略 ]

2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間ににおける異動者の号給）

4 令和7年4月1日から施行日の前日までの間ににおいて、第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）に

による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間ににおける異動者の号給の調整）

5 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条改正関係）

現 行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第27条 [ 略 ]	第27条 [ 略 ]
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4・5 [ 略 ]	4・5 [ 略 ]
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 [ 略 ]	第30条 [ 略 ]
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の118.75</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の136.25</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の118.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の136.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。
4～6 [ 略 ]	4～6 [ 略 ]
付 則 [ 略 ]	付 則 [ 略 ]

付 則

(施行期日等)

1 (前略) ただし、つきの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔略〕

第2条の規定 令和8年4月1日

2 ~ 7 〔略〕

資料 3

議案第41号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 教育長 三浦 康彰

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのよう改める。

別表第2の の表をつぎのよう改める。

条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が8日以上あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日あること。	100分の80
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日または6日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の40
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10
法第29条の規定により停職にされたこと。	1回につき 100分の50
法第29条の規定により減給にされたこと。	1回につき 100分の35
法第29条の規定により戒告にされたこと。	1回につき 100分の20

別表第2の の表中

100分の20
100分の10

を

100分の30
100分の20

に改める。

付 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。



## 参考資料

令和7年11月26日  
教育振興部教育指導課

### 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視した給与制度を実現するための見直しを行うため。

#### 2 改正の内容

勤勉手当に係る減額率を定める。

#### 3 施行期日

令和7年12月2日から施行する。

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり



別 紙

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案																																								
本 則 [ 略 ]	本 則 [ 略 ]																																								
付 則 [ 略 ]	付 則 [ 略 ] 付 則 <u>この規則は、令和7年12月2日から施行する。</u>																																								
別表第2（第4条関係） 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員	別表第2（第4条関係） 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>減額事由</th><th>減額率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が9日以上あること。</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日または8日あること。</td><td>100分の70</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日または6日あること。</td><td>100分の50</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。</td><td>100分の30</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。</td><td>100分の10</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>法第29条の規定により停職にされたこと。</td><td>1回につき100分の20</td></tr> <tr> <td>法第29条の規定により減給にされたこと。</td><td>1回につき100分の15</td></tr> <tr> <td>法第29条の規定により戒告にされたこと。</td><td>1回につき100分の10</td></tr> </tbody> </table>	減額事由	減額率	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が9日以上あること。	100分の100	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日または8日あること。	100分の70	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日または6日あること。	100分の50	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の30	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の10	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の5	法第29条の規定により停職にされたこと。	1回につき100分の20	法第29条の規定により減給にされたこと。	1回につき100分の15	法第29条の規定により戒告にされたこと。	1回につき100分の10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>減額事由</th><th>減額率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が8日以上あること。</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日あること。</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日または6日あること。</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。</td><td>100分の40</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。</td><td>100分の20</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。</td><td>100分の10</td></tr> <tr> <td>法第29条の規定により停職にされたこと。</td><td>1回につき100分の50</td></tr> <tr> <td>法第29条の規定により減給にされたこと。</td><td>1回につき100分の35</td></tr> <tr> <td>法第29条の規定により戒告にされたこと。</td><td>1回につき100分の20</td></tr> </tbody> </table>	減額事由	減額率	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が8日以上あること。	100分の100	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日あること。	100分の80	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日または6日あること。	100分の60	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の40	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10	法第29条の規定により停職にされたこと。	1回につき100分の50	法第29条の規定により減給にされたこと。	1回につき100分の35	法第29条の規定により戒告にされたこと。	1回につき100分の20
減額事由	減額率																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が9日以上あること。	100分の100																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日または8日あること。	100分の70																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日または6日あること。	100分の50																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の30																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の10																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の5																																								
法第29条の規定により停職にされたこと。	1回につき100分の20																																								
法第29条の規定により減給にされたこと。	1回につき100分の15																																								
法第29条の規定により戒告にされたこと。	1回につき100分の10																																								
減額事由	減額率																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が8日以上あること。	100分の100																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日あること。	100分の80																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日または6日あること。	100分の60																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の40																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10																																								
法第29条の規定により停職にされたこと。	1回につき100分の50																																								
法第29条の規定により減給にされたこと。	1回につき100分の35																																								
法第29条の規定により戒告にされたこと。	1回につき100分の20																																								
条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員	条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>減額事由</th><th>減額率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[ 略 ]</td><td>[ 略 ]</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。</td><td>100分の20</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が10日あること。</td><td>100分の10</td></tr> </tbody> </table>	減額事由	減額率	[ 略 ]	[ 略 ]	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が10日あること。	100分の10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>減額事由</th><th>減額率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[ 略 ]</td><td>[ 略 ]</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。</td><td>100分の30</td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が20日あること。</td><td>100分の20</td></tr> </tbody> </table>	減額事由	減額率	[ 略 ]	[ 略 ]	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の30	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が20日あること。	100分の20																								
減額事由	減額率																																								
[ 略 ]	[ 略 ]																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が10日あること。	100分の10																																								
減額事由	減額率																																								
[ 略 ]	[ 略 ]																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の30																																								
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が20日あること。	100分の20																																								

間が2日あること。		間が2日あること。	
[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]